

平成 28 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会
会 議 録

平成 28 年 2 月 17 日 開会
平成 28 年 2 月 17 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 17 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○一般質問	4
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第 5 号に関する答弁	27
○議決事件の条項、字句等の整理	28
○閉会	28
○会議録署名	29

平成 28 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 28 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 2 月 10 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 内藤 久夫

- 1 期日 平成 28 年 2 月 17 日(水)午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(26 名)

1 番 荻原隆宏 君	2 番 奥協和一 君	3 番 谷垣喜一 君
4 番 吉田昭男 君	5 番 奥協一夫 君	6 番 守屋 久 君
8 番 上村英司 君	9 番 松井 豊 君	10 番 神澤敏美 君
11 番 久嶋成美 君	12 番 川口信子 君	13 番 田中輝美 君
14 番 内藤 優 君	15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君
17 番 鍋田幹雄 君	18 番 秋山 勇 君	19 番 中澤康夫 君
20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君	22 番 後藤政行 君
23 番 高村富三人 君	24 番 渡邊政司 君	25 番 高山泰治 君
26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君	

不応招議員(1 名)

7 番 名取常雄 君

平成 28 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 28 年 2 月 17 日(水)午後 2 時 30 分開会

- 1 開会
- 2 広域連合長あいさつ
- 日程第 1 議員の議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 山梨県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について
- 日程第 6 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 11 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 12 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 13 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 13 まで議事日程に同じ

出席議員(26 名)

1 番 荻原隆宏 君	2 番 奥協和一 君	3 番 谷垣喜一 君
4 番 吉田昭男 君	5 番 奥協一夫 君	6 番 守屋 久 君
8 番 上村英司 君	9 番 松井 豊 君	10 番 神澤敏美 君
11 番 久嶋成美 君	12 番 川口信子 君	13 番 田中輝美 君
14 番 内藤 優 君	15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君
17 番 鍋田幹雄 君	18 番 秋山 勇 君	19 番 中澤康夫 君
20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君	22 番 後藤政行 君
23 番 高村富三人 君	24 番 渡邊政司 君	25 番 高山泰治 君
26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君	

欠席議員(1 名)

7 番 名取常雄 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 内藤久夫君 事務局長 武井俊一君 事務局次長 飯室隆人君
業務課長 功刀 正君 会計管理者 渡辺小一君
業務課資格管理担当リーダー 清水 剛君 業務課給付担当リーダー 関戸 治君
業務課庶務担当リーダー 渡辺光夫君

事務局職員出席者

書記長 松井和洋 書記 中島ひと美 書記 岩田茂樹

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(谷垣喜一君) ただいまから、「平成28年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

議員定数27人のうち、本日の出席議員は26人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(谷垣喜一君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。7番名取常雄君より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(谷垣喜一君) ここで、内藤広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 内藤広域連合長。

○広域連合長(内藤久夫君) 平成 28 年第 1 回定例会を開催するに際しまして、ご挨拶申し上げます。

議員の皆さまには、平素から当広域連合の運営に格別のご配慮とご協力をいただき、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、持続可能な社会保障制度の確立に向けた様々な改革が進められるなか、各種医療保険制度におきましても、財政基盤の安定化や、負担の公平化、医療費の適正化等、様々な措置が検討あるいは実施されているところでございます。

後期高齢者医療制度におきましては、法律に基づいて 2 年毎に行われる保険料率の見直しの年であり、平成 28 年度、29 年度の保険料率につきまして、今定例会に提案をいたします。

保険料率の算定にあたりましては、医療給付費の伸びや、被保険者数の増加等を考慮しつつ、被保険者の負担を少しでも抑えるため、剰余金の活用等を行うことにより、当広域連合といたしましては、保険料率を据置く提案であります。

さて今議会での提出議案は、ただいま申し上げた保険料の据置き及び保険料軽減対象の拡大のための「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」の他、広域連合の事務を総合的かつ計画的に行うための「第3次広域計画の策定」。

行政不服審査法の全面改正等に伴う、「個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正」。

人事院勧告及び県内市町村との均衡を図るための、「職員の手当に関する条例の一部改正」。

また、「平成27年度一般会計及び特別会計補正予算案」、「平成28年度一般会計及び特別会計予算案」の9議案であります。

後ほど担当者からそれぞれの案件につきまして、詳細な説明を申し上げますが、十分なご審議の上、ご決定されますよう、お願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

【議員の議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

新たに選出されました、1名の議員を、会議規則第4条第2項の規定により、7番南アルプス市選出名取常雄君の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番松井豊君、25番高山泰治君を指名します。

【会期の決定】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【日程第4 一般質問】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第4「一般質問」を行います。議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内といたします。また、関連質問は認めません。

4番吉田昭男議員から通告がありますので、これを許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、吉田議員。

○4番吉田昭男君 山梨市の吉田昭男でございます。後期高齢者医療広域連合の第3次広域計画について質問をいたします。

平成20年よりスタートした後期高齢者医療制度は、公費、現役世代、高齢者の負担割合を明確化にすることを主目的として、75歳以上の高齢者を被保険者とする新たな医療保険制度でありました。

しかしながら、制度の名称による高齢者の抵抗感や年齢で加入者を区別する制度への反発等から、民主党政権のなかで、制度廃止に向けた検討がされたところでもあります。

その後、平成24年に自民党に政権が変わったことによって、基本的な現行制度を残し、必要な改革を図って行くことの方針が示され、昨年、持続可能な医療保険制度を構

築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成 30 年度の国保単一化を柱とした様々な改革が行われているところであります。

これらの改革では、高齢者の増加と医療技術の高度化等による医療費の増加が最大の懸案であり、平成 25 年度には、国民総医療費は 40 兆円を超え、そのなかで 65 歳以上の高齢者医療は 23 兆円を占めるにいたっている状況であります。伸び続ける医療費をどのように抑え、高齢者や若者世代の負担をいかに軽減するのか大きな課題であります。

これら医療費の抑制を図るために、国・県・各医療保険者はそれぞれに医療費適正計画を策定し、ジェネリック医薬品の普及や重複頻回受診者の訪問指導、第三者求償の適切な確保等の取り組みを強化するとともに、データヘルス計画を策定し、データを活用した健康診査や保健指導の充実を図ろうとしています。

また、国では、これらの実効性を上げるべく、医療費適正計画や保健事業にインセンティブを働かせるための仕組みを構築しています。例えば、予防、健康づくり等の成果による後期高齢者支援金の加算減算制度、事業成果による補助金の上乗せ等です。

本来、医療保険制度は国が行うべき社会保障制度であり、自己負担は少なく、サービスは手厚くあるべきものだと考えます。

持続可能な医療保険制度を恒久的に構築するためには、その負担を高齢者や若者世代に求めるのではなく、国の責任で医療保険制度を支えることが必要であり、国は、そのための十分な財政措置や支援措置を講じるべきであります。

そのことを前提として広域計画は策定されるべきではないかと考えます。そこで、今回の第 3 次広域計画について以下の点についてお尋ねいたします。

1 つ目は、後期高齢者医療制度は、国の社会保障制度の中にしっかり位置づけ、財政的保障をしっかりさせた上で、県単位の広域連合に運営させるべきであり、このことを前提として広域計画も策定すべきだと考えるが、いかがでしょうか。

2 つ目は、広域連合の運営は、市町村から 2 年間の任期で、派遣される職員により、毎年半数、2 年間で全員入れ替わる状況で行われているが、被保険者の増加や制度の複雑化等による業務量の増加に対応できるのか。見直しの検討はされているか。また、プロパー職員の採用についても考えているのか。どんな人材を対象としているのかであります。

3 つ目は、保険料の特例軽減措置は平成 29 年度に廃止されることになっているが、これが実施されると低所得者にさらなる負担が重く伸しかかることになる。なんらかの軽減措置が必要と考えるが、その方策はあるのでしょうか。

以上よろしくお願ひいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) 吉田議員の山梨県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画についてのご質問にお答えいたします。

この広域計画は地方自治法等の規定に基づき、事業を総合的かつ計画的に実施するため、関係市町村との役割分担や連絡調整を行う事項について定めたものであります。

第 2 次計画の期間が今年度を以て終了するため、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヶ年にわたる第 3 次計画を策定したもので、第 2 次計画の策定以降、国による後期高齢者医療制度の安定化や持続可能な社会保障を実現するための様々な議論や法律の整備が進められている中で、これら社会的動向等も踏まえ策定したものであります。

初めに、国の後期高齢者医療制度に対する制度や財政の支援についてであります。現在、国が進めております持続可能な社会保障制度の確立を図るための一環として行なわれている医療保険制度の改革は、持続可能な医療保険制度を将来的に構築するため、国民健康保険制度をはじめとする後期高齢者医療制度等医療保険制度の財政基盤の安定

化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるものであります。

医療保険制度において、高齢者の増加や医療の高度化等により、年々増加する医療費に適切に対応し、長期にわたり安定した制度にすることが最大の目標となっております。

このような中で、後期高齢者医療制度が今後も増加し続ける高齢者に対応して安定した制度として、継続できるよう国による責任ある積極的な措置を講じるよう要望をしているところであります。

昨年、6月の全国後期高齢者医療広域連合協議会において、厚生労働大臣に対して、療養給付費に係る国庫定率負担割合の増加等国の責任において財政支援を講ずることや高齢者の保険料負担率改定方法の見直しや、新たな財政支援制度の創設等を要望しております。今後とも、後期高齢者医療制度が被保険者である高齢者の皆さんに安心して利用できる安定した制度となるよう、国に対して財政・制度への支援を要望してまいります。

次に、広域連合の職員等運営体制についてであります。現在、広域連合の運営体制は市町村からの派遣職員20名、臨時・嘱託職員5名の25名体制で行っております。市町村からの派遣職員につきましては、制度発足当時の取り決めにより、派遣期間は2年間とし、毎年半数が入れ替わる体制で行っております。

まず、検討状況でございますが、現状では、業務の運営に大きな支障はきたしておりませんが、今後、進行する高齢化に伴う被保険者の増加や複雑化する制度等に適切に対応するためには、職員派遣についてその人数・期間・条件等が検討課題となっております。職員研修の充実、業務マニュアルの整備を図りながら、他の広域連合の状況や市町村等の意見等を聞きながら検討して行きたいと考えております。

次に、プロパー職員の採用についてであります。国・県においても、2年間の市町村からの派遣職員による運営では、組織の安定的な運営、業務の継続性の確保、業務改善・改革が難しいのではないかと検討してほしいとの指摘を受けているところであります。

また、派遣元となる市町村においても、職員数が減少するなかで選定に苦慮しているとの声も聞いております。人材としては、過去に県市町村等で医療関係の業務に携わった方、保健師等保健事業の分野で活躍された経験のある方等が想定されるところであります。

しかしながら、当面存続となった後期高齢者医療制度について、国は、将来的には一般の医療制度改革の実施状況等を踏まえ検討して行くとしており、身分保障等を考慮するとプロパー職員の採用には、慎重に検討する必要があります。

今後とも国の制度方針や構成市町村の意向等の把握に努めながら、検討してまいります。

次に、保険料の軽減特例措置が平成29年度に廃止されることに対する新たな軽減措置についてであります。後期高齢者医療制度では、所得の低い被保険者を対象に保険料を所得の状況に応じて軽減しておりますが、特例措置としてさらに最大で9割軽減する等保険料軽減特例措置をしておりましたが、医療制度改革に伴い高齢者にも相応の負担を求めざるを得ないことから、平成29年度からこの特例措置を廃止することとしております。

国では、急激な負担増とならないよう何らかの緩和措置を講ずるとしてありますが、現段階では詳細について示されておりません。仮に全て廃止されると、今回の対象となる高齢者は全国で約865万人となり、国において約811億円の歳出削減になると見込まれております。山梨県では約6万3,500人が対象となり、約6億8,000万円の削減が見込まれます。

しかしながら、低所得者等の極端な保険料の負担増となることから、昨年、6月と11月の全国後期高齢者医療広域連合協議会の厚労労働大臣への要望において、2回にわた

り保険料軽減特例措置について、現行制度の存続を維持することを要望し、やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな緩和措置を講ずることを要望したところであり
ます。

今後とも、他の広域連合や県・市町村と連携する中で、国に対して、低所得者に対する保険料軽減を働きかけて参りたいと考えております。以上でございます。

●議長(谷垣喜一君) 吉田議員、よろしいでしょうか。はい、吉田議員。

○4番吉田昭男君 先ごろ、厚生労働省が発表しました2014年度の後期高齢者の財政状況でありますけれども、それを見ますと5,400億円の黒字が出ているということであり
ますけれども、保険料がですね、5年間で平均5,200円くらいアップしている訳であり
ます。その保険料が上がった中で、滞納も非常に増えまして、全国で約23万人もの
保険料の滞納が発生したと書いてあります。この高すぎる保険料を引き止めるためにも、
広域連合としてでもですね、国に働きかけることを提案したいと思います。

先ほどの軽減特例措置の廃止に伴ってですね、全国的にも県内でも大変な影響が出る
ということですので、あわせてですね、広域連合として国の方に要求をしていた
だきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありが
うございました。

●議長(谷垣喜一君) 吉田議員、答弁はよろしいでしょうか。

それでは、一般質問を終了いたします。

【日程第5 議案第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第5、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合第
3次広域計画の策定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合第3
次広域計画の策定について」説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。広域連合は、地方自治法第291条の7及び山梨
県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、事業を総合的かつ計画的に実施
するため、議会の議決を経て広域計画を作成しなければならないとされております。

本広域連合におきましては、平成19年度から平成23年度までの5カ年間の第1次
広域計画を作成し、その後、平成24年度から平成27年度までの4カ年間の第2次広
域計画を策定して参りました。

このたび、第2次広域計画の事業期間が平成27年度末をもって満了となることから、
平成28年度を初年度とする平成32年度までの5カ年を期間とする、第3次広域計画
を作成するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、具体的な内容等につきましては、飯室次長より説明
させていただきますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 次長の飯室でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定につい
て」ご説明させていただきます。

資料1、条例等説明書の1ページをお開きください。また、議案書3ページに第3次
広域計画がございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

趣旨につきましては、広域連合は、地方自治法第291条の7に基づき、事業を総合

的かつ計画的に実施するため、議会の議決を経て広域計画を作成しなければならないとされており。

第1次計画、第2次計画まで策定をいたしまして、第2次計画の期間が平成28年3月末をもって満了することから、後期高齢者医療制度の安定化や、持続可能な社会保障を実現するための様々な議論や法律の整備、社会の動向等も踏まえ、今回の第3次計画を策定するものであります。

内容につきましては、1つ目としまして、広域計画の概要。広域計画の趣旨説明、広域計画で定める項目及び広域計画の期間について定めております。

2つ目としまして、現状と課題。高齢化や人口減少により伸び続ける医療費や現役世代の負担増などについて示したうえで、広域連合の運営状況や実績及び課題を提示しております。

3つ目としまして、基本方針。現状と課題を踏まえ、被保険者の健康が維持増進され、安心して健やかな生活を送ることが出来るよう、次の3項目の基本方針を定めております。(1)医療制度の安定化・適正化に向けた取組の実施、(2)広域連合の健全かつ安定的な運営、(3)被保険者等への情報提供と個人情報保護でございます。

4つ目としまして、基本計画。基本方針に基づき、次の6項目からなる基本計画を定めております。(1)医療費の適正化、(2)保健事業の推進、(3)保険料の賦課と収納、(4)運営体制と財政、(5)個人情報保護、(6)広報活動でございます。

5つ目としまして、広域連合と市町村の役割分担を記載してございます。高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務について、山梨県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき広域連合と市町村の役割分担の内容を定めております。

計画の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上が山梨県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画についてであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手多数でございます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第6、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります。平成28・29年度における保険料率の改定、及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、保険料の均等割に係る軽減の所得判定基準が改められたので、条例を改正するものであります。

具体的な内容等につきましては、功刀業務課長より説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀業務課長。

○事務局次長(功刀正君) 業務課長の功刀です。よろしくお願いたします。それでは内容について説明させていただきます。

別冊の資料1、条例説明書の3ページをご覧ください。まず要旨であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づく平成28年度及び平成29年度の保険料率の改定、及び、平成28年1月29日、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、後期高齢者の保険料に関し、負担の適正化を図るための低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたことから、所要の改正を行うものであります。

このうち、保険料率の改定につきましては、1月の議員全員協議会での説明のとおり、据え置きで提案させていただいております。

次に、内容ですが、第7条中平成28年度及び平成29年度における所得割率を、平成26年度及び平成27年度と同様、100分の7.86とする。

第8条中平成28年度及び平成29年度における均等割額を、平成26年度及び平成27年度と同様、40,490円とする。

5割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を第13条第1項第2号中「26万円」から「26万5千円」に改める。

2割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を第13条第1項第3号中「47万円」から「48万円」に改める。

ものであります。

施行期日につきましては、本年4月1日からとするものであります。

経過措置としまして、この条例による改正後の山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

次に、新旧対照表であります。4ページの第7条本文中の「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に、第8条本文中の「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に、第13条第1項第2号本文中の「26万円」を「26万5千円」に、5ページの第13条第1項第3号本文中の「47万円」を「48万円」に改めるものであります。

以上、よろしくお願いたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) それでは、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第3号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第7、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります。行政不服審査法の全面改正に伴い、審理員による審理手続きに関する適用除外について定め、審査請求に係る関係規定を整備するため、条例を改正するものであります。

具体的な内容等につきましては、飯室次長より説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室次長。

○事務局長(飯室隆人君) それでは、条例等説明書7ページをお願いいたします。

議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。また、条例改正参考資料という資料がお渡ししてあるかと思えます。2ページから行政不服審査法の概要について記載がございます。

また、3ページ、4ページにつきましては、個人情報保護条例、情報公開条例の一部改正における主な内容と解説が記載されておりますので、こちらをあわせてご覧いただければと思えます。よろしくお願いたします。

要旨につきましては、行政不服審査法の全部が52年ぶりに改正され、審理員の新設や不服申立て方法の一元化など、使いやすさや公正性、国民の救済手段の充実・拡大等の観点から大きな見直しが行われたことに伴い、条例における関連規定の整備を行うことを目的といたします。

内容につきましては、(1)行政不服審査法において、不服申立ての手段が審査請求に一元化されたことに伴う、「不服申立て」から「審査請求」に改める等の文言整理を行うものでございます。

(2)従来、この条例において審査会へ諮問しなければならない事項は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の処分に対する不服申し立てとされていたが、法第3条において、審査請求は請求に対する不作為に対しても行うことができるとされていることから、これを諮問しなければならない事項に加える。

(3)法第9条第3項により読み替えて適用する法第29条2項において、弁明書の提出が規定されていることから、この条例においても審査会に対し弁明書を提出する規定を加える。

(4)この条例において従来から記述されている「参加人」という語の定義について、法第13条第4項の定義に一致するよう、同条項を引用する規定を加える。

(5)法第9条第1項ただし書きの規定を適用し、この条例に基づく処分について審理員を指名せずに審理手続きを行うための特別の定めを置く。

(6)法第38条において、審査関係人は審査会に提出された資料の閲覧又は写しの交付を求めることができるとされたこと、また、この場合に資料の提出人の意見を聴かなければならないことが規定されたことから、この条例においても同様の規定を加える。

施行期日、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置、この条例の施行前になされた処分又は請求に係り不作為に係る不服申し立てについては、なお従前の例による。

条例等説明書 9 ページをご覧ください。新旧対照表でございます。目次中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「第 44 条」を「第 43 条の 2」に改める。

「第 4 節不服申立て」を「第 4 節審査請求」に改める。

第 41 条中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は、開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為」に改め、「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、「不服申立てに対する決定」および「不服申立てについての決定」を「審査請求について裁決」に改め、10 ページをご覧ください。同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 号中「決定で」を「裁決で」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「同じ。）」の次に「、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）」を加え、「。ただし、」を「（」に、「除く。」を「除く。）」に改め、同条第 3 号及び同条第 4 号中「決定で」を「裁決で」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しをそえてしなければならない。

第 42 条中「実施機関」の次に「(以下「諮問実施機関」という。）」を加え、同条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、11 ページをご覧ください。同条第 3 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 43 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「等」を削り、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求に」、「旨の決定」を「旨の裁決」に改める。第 5 章中第 44 条の前に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規程の適用除外)

第 43 条の 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 44 条の見出し中「審査会」の次に「の設置」を加え、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「この章において」を削り、12 ページをご覧ください。同条第 2 項中「実施機関」の前に「諮問」を加え、同条第 5 項中「任期は、」を「任期は」に改め、同条第 6 号中「知ることができた」を「知り得た」に改める。

第 45 条中「第 41 条の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下この条において「諮問実施機関」という。）」を「諮問実施機関」に改め、同条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 46 条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、13 ページをご覧ください。同条第 2 項中「おいては」を「おいて」に、「不服申立人」を「当該審査請求人」に改める

第 47 条及び第 48 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 49 条の見出し中「閲覧」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を

審査会が定める方法により表示したものの閲覧)若しくは写しの交付(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付)」を、「その閲覧」の次に「又は写しの交付」を加え、同条第2項中「について、日時及び場所を指定することができる」を「をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。」に改め、14ページをご覧ください。同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。第51条(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請求」に改める。第52条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第4号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第8、議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります。個人情報保護条例の改正理由と同様、行政不服審査法の全面改正に伴い、審理員による審理手続きに関する適用除外について定め、審査請求に係る関係規定を整備し、あわせて個人情報保護審査会と情報公開審査会の整合性を図るため条例を改正するものであります。

具体的な内容等につきましては、飯室次長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」お手元の資料15ページをお開きください。

要旨につきましては、行政不服審査法の全部が改正され、審理員の新設や不服申立て方法の一元化など、使いやすさや公正性、国民の救済手段の充実・拡大等の観点から大

きな見直しが行われたことに伴い、条例における関連規定の整備を行うとともに、個人情報保護審査会と情報公開審査会との整合性を図るための整備を行うことを目的とする。

内容につきましては、(1)行政不服審査法において、不服申立ての手段が審査請求に一元化されたことに伴う、「不服申立て」から「審査請求」に改める等の文言整理を行う。

(2)従来、この条例において審査会へ諮問しなければならない事項は、開示決定等の処分に係る不服申立てとされていたが、法第3条において、審査請求は請求に対する不作為に対しても行うことができるとされていることから、これを諮問しなければならない事項に加える。

(3)法第9条第3項により読替えて適用する法第29条第2項において、弁明書の提出が規定されていることから、この条例においても審査会に対し弁明書を提出する規定を加える。

(4)この条例において従来から記述されている「参加人」という語の定義について、法第13条第4項の定義に一致するよう、同条項を引用する規定を加える。

(5)法第9条第1項ただし書きの規定を適用し、この条例に基づく処分について審理員を指名せずに審理手続きを行うための特別の定めを置く。

(6)法第38条において、審査関係人は審査会に提出された資料の閲覧又は写しの交付を求めることができるとされたこと、また、この場合に資料の提出人の意見を聴かなければならないことが規定されたことから、この条例においても同様の規定を加える。

(7)個人情報保護審査会と情報公開審査会との整合性を図るための規定の追加や文言整理を行う。

施行期日としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例の施行前になされた処分又は請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例によるものとさせていただきます。

条例等説明書17ページをご覧ください。新旧対照表でございます。目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第18条」を「第17条の2」に改める。「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「諮問して、」を「諮問し、その答申を尊重して」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。)」を取り消し又は変更し、当該不服申立て」を「採決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「。ただし、当該開示決定等」を「(当該公文書の開示」に改め、「ときを除く。」の次に「)」を追加し、18ページをご覧ください。同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第16条中「処分庁」の次に「(以下「諮問実施期間という。))」を追加し、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。))」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条の見出し及び同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号

中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る公文書の全部を開示する)」を加える。第4章中第18条の前に次の1条を加える。

(審理員による審議手続に関する既定の適用除外)

第17条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条第2項中「実施機関」の次に「諮問」を加え、19ページをご覧ください。同条第3項中「審査会は、」の次に「優れた識見を有する者のうちから」を加え、同条第4項中「2年とし、」の次に「再任を妨げない。また、」を加え、「ただし、再任を妨げない。」を削る。

第21条第1項中「実施機関」の前に「諮問」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「実施機関」の前に「諮問」を加え、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、実施機関の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は」を「審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という）に意見書の提又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること」に改める。

第22条の見出し中「等」を削り、20ページをご覧ください。同条第1項中「不服申立人又はその関係者（以下「不服申立人等」という。）を「審査請求人等」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。」を「なければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合において、当該審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。第4章中第23条の前に次の5条を加える。

(意見書等の提出)

第22条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第22条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条による調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第22条の4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）若しくは写しの交付（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該写しの交付又は閲覧に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。21ページをご覧ください。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第22条の5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査請求の制限)

第22条の6 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による審査請求をすることができない。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議ほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第5号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第9、議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

議案書の23ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります。人事院勧告、及び県内市町村の状況を鑑み、職員の通勤手当について改めるため、条例を改正するものであります。

具体的な内容等につきましては、飯室次長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

条例等説明書の23ページをご覧ください。要旨につきましては、広域連合では、職員の派遣に関する規則に基づき、職員の通勤手当を支給しているが、今般の人事院勧告や県内市町村の状況を勘案し、それらと均衡がとれた通勤手当の額を定めることを目的とする。

条例等説明書25ページをご覧ください。新旧対照表でございます。第3条第2項第2号イ中「4,800円」を「4,900円」に改め、同号ウ中「5,900円」を「6,000円」に改め、同号エ中「7,100円」を「7,700円」に改め、同号オ中「8,300円」を「9,000円」に改め、同号カ中「9,500円」を「10,300円」に改め、同号キ中「10,600円」を「11,900円」に改め、同号ク中「11,800円」を「13,200円」に改め、26ページをご覧ください。同号ケ中「580円」を「660円」に、「11,800円」を「13,200円」に改め、同項第3号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900

円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上でございます。ご審議ほどよろしくお願ひいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 後藤議員。

○22番後藤政行君 四輪の自動車を使用する場合、ちょっと参考のために教えてもらいたい。軽自動車も普通自動車も、同じ価格設定という考え方でしょうか。

それと、四輪の自動車を除くその他交通用具を使用する場合は、当然これは自転車で通勤する人もいると思うんですけど、自転車を使用した場合も支給するという解釈で良いのか。お願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、お答えいたします。四輪の自動車を使用する場合ということで、その中には軽自動車も含まれております。

四輪の自動車を除くその他交通用具を使用する場合は、後藤議員がおっしゃられた通り、これは自転車等でございます。よろしくお願ひいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 後藤議員。

○22番後藤政行君 民間企業の交通費と照らし合わせというのは、おかしいかもしれないけど、軽自動車と普通自動車の差、もちろん燃費の問題もあつたりして。同じということですか。公務員さんの場合はみんな同じということなんですね。

それとですね、もう一つ。この通勤手当に対するすごく重要なことを。当然任意保険に車で通勤する人は通常入っているはずなんですけども、その任意保険に加入しているかないかは、民間企業では厳しく確認しているんですけども、その辺の取扱いはどうなっているのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、お答えいたします。任意保険の職員への確認は、広域連合では現在していませんが、出張で公用車が使用できない場合等、職員の自家用車を出す場合は、任意保険に加入しているか確認をしております。以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、後藤議員。

○22番後藤政行君 任意保険に入っていない場合は事業主、使用者が責めを負う場合がありますので、任意保険は必ず確認してもらいたい。

それとですね、こういった事件もあるんですよ。免許証の確認をしないと、免許証のコピーを貰うのでなくて、実際現物をいただいてその場でコピーをしてお返しすることになります。無免許という事も考えられますので。

それともう一つ、通勤経路の簡単な地図みたいなものを貰っているのかいないのか。

その辺の取扱いを教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 経路等につきましては、職員から地図を申請の時に提示をして確認をしてございます。以上でございます。

○22番後藤政行君 免許証については、必ず確認してもらいたいと思います。使用主が無免許ということは無いと思いますけども。必ず免許証の現物を手に取って、その場でコピーを取って返すという方法を取らないとですね、事故も無いかもしれないけど、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 免許証の確認なんですけど、私中央市から派遣されているんですけど、中央市の場合は原本を出して、何トン車まで運転できるのか等、そういう確認はしてございます。広域連合でも確認はしていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

●議長(谷垣喜一君) 後藤よろしいでしょうか。

○22番後藤政行君 はい。

●議長(谷垣喜一君) 他にございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、どうぞ。

○8番上村英司君 北杜市の上村英司と申します。考え方を教えていただきたいんですけど。公共交通を使われる方もいらっしゃると思うんですけども、北杜市なかなか公共交通乗らないので、非常に乗っていただきたいという意向もあるんですけど。これを見ると同じ距離で四輪のマイカーを使った方が手当がたくさん出るというような状況もあるんですけども、公共交通を使われる方に対しては何か優遇されるのかそういう考え方もいいんじゃないかなと思うんですけど。その辺りはいかかでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) この算定の額については、国の人事院勧告に基づいてということが基本にございます。電車等使われる方については、実費という形で交通費を出しておりますけど、今回の条例改正には特に関係してございません。以上でございます。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。はい。

○8番上村英司君 そういう方は優遇されているという理解でよろしいですか。公共交通機関を使う方は、多少有利という考え方でよろしいですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 渋滞等考えられるとか、そういった方々については電車、最短の時間で通勤できるような形で国の制度に則って支給をしています。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。

○事務局次長(飯室隆人君) 実費という形で支給させていただいております。

○8番上村英司君 わかりました。国に沿ってということなので、わかりました。

●議長(谷垣喜一君) 他にございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい。

○10番神澤敏美君 今職員の中で、各ランクに該当する人数を教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、説明させていただきたいと思います。職員については、20名中2人に通勤手当の支給をしていません。18名に支給でございます。

○10番神澤敏美君 そういうことではなくて、何キロに何名、何キロに何名ということをお聞きしているんです。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 現在一覧が手元にありますが、区分になっておりませんので、後程資料の方をお渡しさせていただければと思います。よろしくお願いします。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。そのように対応お願いします。他にございますでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、高村議員。

○23番高村富三人君 24ページの附則のところですが、この条例は公布した日から施行し平成27年となっていますけど、28年の誤りですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) これはですね、人事院勧告が出された時はこの制度は各市町村もそうだったと思うんですけど、平成27年4月1日に遡ってということで、人事院勧告の方に対応させていただいておりますので、平成27年4月1日に遡って支給させていただきます。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手多数でございます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第6号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第10、議案第6号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第6号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」について説明させていただきます。

議案書の25ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額は補正前と変更ございませんが、歳出の予算について組み替えの補正を行うものであります。

26ページをご覧ください。歳出の補正であります。3款「民生費」1項「社会福祉費」の特別会計繰出金において、特別会計の一般管理費増のため、93万円を増額し、4款「諸支出金」1項「基金費」において、その増額分93万円を減額するものであります。

す。

詳細につきましては、飯室次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、議案第6号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」について詳細であります。別冊資料2、予算説明書1ページからの補正予算事項別明細書により説明いたします。歳入につきましては、補正はありませんので、歳出についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目老人福祉費に93万円を特別会計への繰出し金であります。内容につきましては、特別会計でもご説明いたしますが、通信運搬費20万8千円、委託料39万8千円、標準システム端末追加のためのパソコン整備32万4千円です。

4款諸支出金1項基金費1目財政調整基金費の積立金93万円を減額し、1,385万7千円の積立とするものであります。

以上が、平成27年度一般会計補正予算(第2号)の詳細であります。ご審議のほどよろしくよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第11 議案第7号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第11、議案第7号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君) それでは、議案第7号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について説明させていただきます。

議案書の27ページをご覧ください。本補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,062万5千円を増額し、それぞれ983億5,064万1千円とするものでございます。

28ページをご覧ください。歳入の主な内容であります。「市町村負担金」において、保険料軽減措置制度による保険基盤安定負担金の増額、「国庫補助金」において、人間ドッグ事業等への調整交付金の増額及びジェネリック差額通知書の発送件数の増加等による後期高齢者医療制度事業費補助金の増額、「一般会計繰入金」において、ジェネ

リック差額通知書の増加及び保健事業強化のため標準システム端末機の追加による増額、「基金繰入金」において、歳入において基盤安定負担金等が増額となったための減額分と、歳出において特別高額医療費共同事業拠出金の増加見込みのための増額分を差し引きした減額であります。

29 ページをご覧ください。次に、歳出の主な内容であります。「総務管理費」において、ジェネリック差額通知書の増加及び保健事業強化のため標準システム端末機の追加等による増額、「療養諸費」において、実績の見込みにより、療養給付費及び訪問看護療養費を減額、「高額療養諸費」において、実績の見込みにより、「療養諸費」の減額分を増額、「特別高額医療費共同事業拠出金」において、拠出金の決定等による増額、「健康保持増進事業費」において、市町村が実施する人間ドック事業の確定による補助金の増額、「基金積立金」において、国・県からの負担金等について、新たに過年度分の返還金が生じたため、その財源とするための給付基金積立金の減額、「償還金及び還付加算金」において、国・県からの負担金等について、新たに過年度分の返還金が生じたための増額であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、功刀業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀課長。

○業務課長(功刀正君) それでは、詳細につきまして、別冊の資料2、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。予算説明書の5ページからが特別会計の補正予算になります。6ページは歳入、7ページが歳出の総括表であります。

初めに、歳入から説明いたします。8ページをご覧ください。まず、1款市町村支出金、1項市町村負担金、3目の保険基盤安定負担金399万6千円の増額は、保険料軽減額が見込みより増加したため、保険料軽減分を補てんする負担金が増額となったものであります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の調整交付金1,698万7千円の増額は、各市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みによる増額であります。

2目後期高齢者医療制度事業費補助金の27万1千円の増額は、2節医療費適正化等推進事業補助金のジェネリック差額通知の郵送料の増加分20万8千円と、3節特別高額医療費共同事業補助金のこの事業への拠出金の増加分6万3千円であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金93万円の増額は、ジェネリック差額通知の増加に伴う郵送料と、番号法に対応した申請書の変更に伴う委任状等の同封物を追加するための委託料の増加分と、保健事業を強化するために標準システム端末を1台増設する費用であります。

2項基金繰入金、2目の後期高齢者医療給付基金繰入金155万9千円の減額は、医療給付の実績と見込みを精査した結果の減額であります。

次に、歳出であります。9ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は113万8千円増額の補正であります。内訳ですが、12節役務費がジェネリック差額通知の増加に伴う郵送料で41万6千円の増額、13節委託料が番号法に対応した申請書の変更に伴う委任状等の同封物を追加するための委託料で39万8千円、18節備品購入費が保健事業を強化するために、標準システム端末を1台増設する費用32万4千円であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目の療養給付費の1億5,100万4千円の減額と、10ページの2目訪問看護療養費2,186万1千円の減額は、2項1目の高額療養費に充てるためであります。

5目の審査支払手数料、6目の療養費は、財源更生であります。

11ページをご覧ください。2項高額療養諸費、1目高額療養費は実績と見込から1億7,286万5千円を増額するものであります。

2目高額介護合算療養費と3項その他療養給付費は、財源更生であります。

4款特別高額医療費共同事業拠出金250万円の増額は、1件400万円を超える著しく高額な医療費を全国の広域連合で負担するための事業への拠出金ですが、今年度末までの見込みによる増額であります。

12ページをご覧ください。5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、2目その他健康保持増進費1,698万7千円の増額は、市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みによる増額であります。

6款基金積立金、1項基金積立金、2目の後期高齢者医療給付基金積立金の416万8千円の減額につきましては、療養給付費負担金等の国・県への返還分を積立金から減額するものであります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目の償還金416万8千円の増額は、新たに発生しました療養給付費負担金、高額療養費負担金、財政調整交付金の国・県への返還分を補正するものであります。

以上が、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容であります。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号、「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員でございます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第8号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第12、議案第8号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 武井事務局長。

○**事務局長(武井俊一君)** それでは、議案第8号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の31ページをご覧ください。平成28年度の一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,244万5千円であり、前年度と比較して797万1千円の減額となっております。

一般会計は、歳入として構成市町村から負担金を受け入れ、議会に係る費用や広域連合の事務に要する費用及び特別会計の事務費に充てる繰出金等の歳出にこれを充当する内容となっております。

詳細につきましては、飯室次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 飯室事務局長次長。

○**事務局次長(飯室隆人君)** それでは、議案第8号「平成28年度山梨県後期高齢者医

療広域連合一般会計予算」について、ご説明させていただきます。あわせて、予算科目解説書という予算の項目等についての説明を記載した資料をご覧くださいと思います。それでは、詳細につきまして、別冊の資料 2、予算説明書の 13 ページ事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、歳入から説明いたします。16 ページをご覧ください。1 款分担金及び負担金 4 億 7,229 万円 2 千円は、事務費共通経費としまして、構成 27 市町村から 4 億 7,138 万円 3 千円及び標準システムの追加設備分として 9 市町村から 90 万円 9 千円。この事務費共通経費負担金の算出方法であります。広域連合規約の規定によりまして、均等割りとし、市町村の人口を按分し、年 4 回に分けて納付していただきます。

4 款財産収入 3 万 3 千円は、事務費負担金を積み立てる財政調整基金の預金利子であります。

5 款繰入金、6 款繰越金であります。収入額が未定のため科目設定となっております。

7 款諸収入であります。預金利子 11 万 7 千円となっております。歳入につきましては、以上であります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。17 ページをお願いいたします。なお、表の右の説明欄には、主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。

1 款議会費 116 万 1 千円の主な支出見込みであります。定例会 2 回、臨時会 1 回の開催を予定しております。これに伴う議員 27 名の報酬 84 万円及び費用弁償 19 万 4 千円あります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、1 億 7,502 万 3 千円を見込んでおります。主な支出予定であります。3 節職員手当等 649 万 8 千円は、派遣職員 20 名の通勤手当に 432 万円、時間外勤務手当に 181 万 8 千円を見込んでおります。

18 ページをお願いします。11 節需用費 178 万 2 千円は、追録等の消耗品に 63 万 7 千円、光熱水費に 88 万 8 千円等であります。

12 節役務費 82 万 8 千円は、郵送料等の通信運搬費に 46 万 7 千円レセプトの廃棄料等の手数料に 29 万 5 千円等あります。

13 節委託料 674 万 7 千円の主な支出予定は、財務会計システム及びグループウェア一保守委託料に 475 万 9 千円、条例等整備委託料に 198 万 8 千円を見込んでおります。

14 節使用料及び賃借料 1,156 万 4 千円の主な支出予定であります。総合行政ネットワーク (LGWAN) 接続料等の使用料に 73 万 1 千円、事務所及び書類保管用の倉庫等の借りに、624 万 5 千円、公用車 2 台の車両借上げに 62 万 5 千円、内部情報系パソコンの借上げ及びシステムのリース料に 388 万 9 千円を見込んでおります。

19 節負担金補助及び交付金 1 億 4,095 万 4 千円の、主な支出予定は、派遣職員 20 名分の給与等を派遣元市町村に、負担金として 1 億 4,089 万 2 千円を見込んでおります。

2 款 1 項 2 目公平委員会費 3 万円は、委員 3 名の報酬及び費用弁償であります。

2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費 4 万 1 千円は、委員 4 名の報酬及び費用弁償であります。

2 款 3 項 1 目監査委員費 41 万 8 千円は、委員 2 名による月例監査等に係る、報酬及び費用弁償であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目老人福祉費 2 億 9,473 万 8 千円は、特別会計への繰出し金であります。前年度より 1,073 万 5 千円減額となっております。主な理由としましては、事務費共通経費で、国保連に委託しております。医療費審査支払手数料と受給者資格確認処理委託料の単価が引き下げられたためであります。

4 款諸支出金 1 項基金費 1 目財政調整基金費 3 万 4 千円は、基金の預金利子を見込んでおります。

5 款予備費につきましては、100 万円計上しております。

以上が、平成 28 年度一般会計予算の詳細であります。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号、「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員でございます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第13 議案第9号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第13、議案第9号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 武井事務局長。

○**事務局長(武井俊一君)** それでは、議案第9号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の35ページをご覧ください。平成28年度の特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ973億417万9千円であり、前年度と比較して9億1,114万7千円の増額となっております。

特別会計につきましては、被保険者からの保険料、国、県、市町村からの負担金、及び支払基金からの支援金等を財源として、医療給付を主に行っております。

詳細につきましては、功刀業務課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 功刀課長。

○**業務課長(功刀正君)** それでは、平成28年度特別会計予算の詳細につきまして、資料2の予算説明書で説明させていただきます。特別会計は、医療の給付に関する収支が対象になります。25ページからが特別会計の事項別明細書になります。26ページが歳入、27ページが歳出の総括表になります。

次の28ページをご覧ください。初めに、歳入から説明いたします。1款市町村支出金、1項の市町村負担金は、合計で158億3,245万6千円で、被保険者数、一人当たり医療給付費の増加により、前年度より約4.6%の伸びとなっております。

1目の保険料等負担金60億8,802万円は、市町村で徴収した保険料を負担金として広域連合に納付するもので、被保険者数の増加により、前年度に比べ2億620万5千円の増額となっております。

2目の療養給付費負担金の1節現年度分76億8,048万1千円は、負担対象額の12分の1相当額の定率負担分であります。

3目の保険基盤安定負担金の20億6,395万4千円は、7割、5割、2割軽減の保険料軽減相当額の補てんのための負担金であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費負担金、1節の現年度分230億4,144万5千円は、負担対象額の12分の3相当額となる国の定率負担分であります。

2目の高額医療費負担金、1節の現年度分3億5,965万2千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への負担金であり、負担対象額の4分の1が交付されます。

29ページをご覧ください。2項国庫補助金、1目の調整交付金87億9,531万7千円は、負担対象額の12分の1が交付され、内訳は、普通調整交付金87億5,181万3千円と、人間ドック助成事業等に充てるための特別調整交付金4,350万4千円であります。

2目の後期高齢者医療制度事業費補助金4,905万円は、国からの事業費補助であります。

1節の健康診査事業補助金3,846万8千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して基準額の3分の1以内で補助されます。

2節の医療費適正化等推進事業補助金525万6千円は、医療費適正化及び収納対策事業に対する補助金であり、事業費の2分の1が補助されます。

3節の特別高額医療費共同事業補助金532万6千円は、400万円を超える著しく高額なレセプトのうち、200万円を超える部分について全国の広域連合が共同で負担する事業に対し、当広域連合の拠出金に対する補助金が交付されるものであります。

3目の円滑運営臨時特例交付金、6億7,451万2千円は、保険料軽減分の補てんとして交付されるものであります。

4目の後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に係る保険料及び一部負担金の減免に伴う補助金について、科目設定するものであります。

3款県支出金、1項県負担金、1目の療養給付費負担金、1節の現年度分76億8,048万1千円は、負担対象額の12分の1相当額となる県の定率負担分であります。

2目の高額医療費負担金、1節の現年度分3億5,965万2千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への負担金であり、国と同様、負担総額の4分の1が交付されます。

30ページをご覧ください。2項財政安定化基金支出金、1目の財政安定化基金交付金は、保険料が予定収納率を下回ったり、あるいは給付費が見込みを上回る場合の財源不足に対応するための、基金からの交付金であります。科目設定するものであります。

3項県補助金、1目の後期高齢者医療保健事業補助金3,846万8千円は、市町村が実施する健診費用への県の補助金であり、国と同様、基準額の3分の1の補助を予定しております。

4款1項支払基金交付金、1目の後期高齢者交付金、1節の現年度分394億1,766万9千円は、若者世代からの支援金であり、療養の給付等に要する費用全体の約4割に当たる金額が交付されるものであります。

5款の特別高額医療費共同事業交付金1,188万1千円は、1件400万円を超える著しく高額なレセプトに対する国保中央会からの交付金であります。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金47万7千円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じる利子分であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金2億9,473万8千円は、各市町村からの事務費負担金であります。

31ページをご覧ください。2項基金繰入金、1目の臨時特例基金繰入金につきましては、平成27年度末で基金が解散しますので、平成28年度からは繰入金はなくなります。

2目の後期高齢者医療給付基金繰入金6億3,757万2千円は、保険給付費の不足額を、過年度における保険料の剰余金を積み立てた基金を取り崩し、繰入れるものであります。

8款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。金額が確定していないため、科目設定するものであります。

9款の県財政安定化基金借入金は、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の増加等による財源不足に対する資金の交付や貸付ですが、科目設定であります。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料のうち、1目の延滞金、2目の過料及び3目

の加算金は、いずれも科目設定であります。

2項預金利子、1目の預金利子は379万4千円を計上しております。

32ページをご覧ください。3項雑入、1目の第三者納付金1億円は、第三者行為に係る医療給付費の損害賠償金であります。2目の返納金700万円は、所得更正等による医療給付費の返納金であります。3目の雑入は、科目設定であります。以上が歳入であります。次に、歳出の説明をさせていただきます。

33ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費は、3億149万8千円で、前年度より1,413万9千円の減額、率にして約4.5%の減であります。主な内容であります。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費及び7節の賃金は、いずれも嘱託職員及び臨時職員に係る人件費であります。

8節の報償費は、懇話会委員の報償金で2回の開催を予定しております。また、市町村の担当職員を対象とした、保険料収納対策研修会の講師謝礼として5万円を計上しております。

9節の旅費は、懇話会開催時の費用弁償と職員の普通旅費であります。

11節の需用費は、事務用消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷等の経費であります。

12節の役務費は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、制度周知の広告料及び、レセプトに係る各種手数料等であります。

34ページをご覧ください。13節の委託料は、標準システムに係る委託料、レセプトの資格確認等に係る国保連への委託料、レセプトの点検委託料等、説明欄に記載のとおりであります。

14節の使用料及び賃借料は、懇話会等の会場借り上げ料及び標準システムの広域連合分及び市町村分に係るリース料であります。

19節の負担金、補助及び交付金は、保険者協議会への負担金等であります。

2款保険給付費、1項療養諸費のうち1目の療養給付費909億9,085万5千円は、通常の医療給付であります。前年度より13億1,265万9千円増加となっております。

35ページをご覧ください。2目の訪問看護療養費3億1,202万3千円は、居宅で医師の指示により、看護師等から療養上の世話を受けたときの費用であります。

3目の特別療養費10万円は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等であります。

36ページをご覧ください。4目の移送費200万円は、医師の指示により、病院等に一時的、緊急的に移送されたときの移送費用であります。

5目の審査支払手数料2億6,579万5千円は、国保連合会に委託している療養給付費に係る審査支払の費用であり、対象となるレセプトは、340万7,628件を見込んでおります。

6目の療養費10億9,833万3千円は、補装具、柔道整復等の費用であります。

37ページをご覧ください。2項高額療養諸費、1目の高額療養費37億413万1千円は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた方に支給するものであります。

2目の高額介護合算療養費1億円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の1年間の合計額が、一定の限度額を超えた方について支給するものであります。

38ページをご覧ください。3項その他医療給付費、1目の葬祭費は、被保険者の死亡に対して、葬祭を行う方に5万円を支給するもので、7,545件を見込んでおります。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、400万円を超える著しく高額なレセプトが対象となり、200万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための拠出金であります。

す。過去の実績から、1目の共同事業拠出金に1,150万円、2目の事務費への拠出金に8万円を見込んでおります。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目の健康診査費7,693万6千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金であります。

2目のその他健康保持増進費4,000万円は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村が実施する人間ドック事業等の健康づくり事業への補助金であります。

39ページをご覧ください。6款基金積立金、1項基金積立金、2目の後期高齢者医療給付基金積立金は、基金の利息47万7千円を計上しております。これは、前年度の剰余金が不確定のため、利息分のみを計上しております。

7款公債費は、100万円で、資金運用上一時借入れをした場合の利子を計上したものであります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の保険料還付金2,000万円は、保険料の賦課更正等による還付金であります。

40ページをご覧ください。2目の償還金は、療養給付費等に係る市町村や国等への返還金の科目設定で、3目の還付加算金20万円は、保険料の還付に対する加算金であります。

9款予備費は、前年度と同様、200万円を計上しております。

以上が平成28年度特別会計予算の内容であります。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、田中議員。

○13番田中輝美君 質問させていただきます。29ページの国庫補助金、後期高齢者医療制度事業費補助金の1節ですけど、健康診査事業補助金これは各市町村が実施する健康診査事業に対する補助金ということで、国庫補助金と県補助金両方とも先ほどの平成27年度の補助金の時も人間ドックを受ける方が増えているということで、ご説明ありましたけれども、この平成28年度の健康診査事業補助金、これも前年度と比較しまして増えておりますけれども、人間ドックに関しまして何名ほどを見込んでおられるのか、また中央市では、後期高齢者の人間ドックは実施しておりませんが、県内で実施されている市町村はどのくらいあるのか具体的にお示しただければお願いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀課長。

○業務課長(功刀正君) お答えいたします。29ページの1節の健康診査事業補助金、こちらの方は健康診査事業でありまして、人間ドックの方はその上の調整交付金の特別調整交付金の方で、補助を受けています。

2項1節の健康診査事業補助金の3,846万8千円ですが、受診の見込みを2万2千674人見込んでいます。これは被保険者数の19%ということで、ちょっと低いのですが年々増やしていく計画ではあります。

人間ドックの方ですが、平成27年度で人間ドック事業は8市町村で行っております。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 田中議員、よろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、田中議員。

○13番田中輝美君 平成28年度の見込みの人数等はいかがでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀課長。

○業務課長(功刀正君) 人間ドック事業の方なんですけど、補助金を国に申請するのに4千万円という上限がありまして、それを予算に見積もっておりまして、実際にはそれ以上にはなるんですが。人数が何人になるか把握はしてないんですが、上限4千万円を国の方へ申請する予定でおります。

平成26年度になりますますが実績としまして、やはり8市町村で2,127人の方が人間ドックを受診しております。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 田中議員、よろしいでしょうか。他に。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい。

○8番上村英司君 保険給付費が16億ほど増えていまして、これどういう内訳というか、人数が増えるのか、一人当たりの給付が増えるのか、その辺りを教えて下さい。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀課長。

○業務課長(功刀正君) この療養給付費の出し方としましては、平成28・29年度の保険料率の算定のデータを使いまして、平成27年度より一人当たりの医療給付費が1.1%増えると予想しまして、それと被保険者数は市町村からの住基のデータをいただきまして、それを基に集計して、おおよそ2.14%増えるということで、これは実数に近い数字になると思いますが、それから給付費を出しております。

●議長(谷垣喜一君) 他にございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号、「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【議案第5号に関する答弁】

●議長(谷垣喜一君) ここで、先ほど神澤議員より質問がございました、議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の答弁を事務局に求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、神澤議員の質問にお答えいたします。まず、表を見ていただきまして、手当を支給している人数は17名おります。5kmから8kmが2名、8kmから10kmが2名、12kmから14kmが1名、14kmから16kmが2名、18kmから20kmが2名、20kmを超える者が8名で、17名です。2名が徒歩で、1名が電車通勤で、全体で20名でございます。よろしく願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。

【条項、字句等の整理】

●議長(谷垣喜一君) それでは、ここでお諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(谷垣喜一君) 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので 会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり、一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「平成28年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午後4時40分